要望多い現庁舎の民俗資料館活用

公開されないまま眠っている
—村民俗資料—

役場新庁舎の建設工事が着々と進んでいるなか、村民の間では、現庁舎をどのように活用するのか、あるいは売却処分されるのか注目を集めています。

現役場庁舎は、昭和八年に元県庁農林部の古材を払い下げて建てたもので、ゴシック風で、明治時代の洋風建築。

役場を訪れる人たちの中にこの建物の由来をたずねる人も多い。

こうした中で、村ではまだ現庁舎の利用方法について具体的な検討がされていませんが、現庁舎を民俗資料館として保存してほしいという声が高まっています。

一方、村教育委員会は、十数年前から民俗資料を収集し、これまで五〇〇点余りの農具、漁具、生活具を旧横越小に三教室分収蔵、今年度から本格的に整理し、展示する場所さえあれば、いつでも村民に公開したいとのことで、現庁舎を民俗資料館として活用したい意向をもっていますが具体的な検討までいたっていません。

郷土史研究に熱心なある村民は「現役場庁舎を民俗資料館にし、隣接の社会学者建部遜吾博士の生家、それに民俗学者小林存先生の遺稿と収集資料を関連させれば、新しい村の観光資源になる」と話し、村文化行政の早急な対応を望んでいます。

旧横越小三教室に収集された民俗資料

小杉八幡神社神樹殿建立
川底から引き揚げたゆかりの欅と「開元通宝」を収納

小杉八幡神社境内の片隅に昨年十一月同神社氏子有志によって五・七平方㍍ほどの木造トタン葺きの建物「神樹殿」が建てられました。

この神樹殿に納められているのが、欅の埋れ木と一枚の輸入銭「開元通宝」で最近参拝する人が増えているという。

昨年九月、地元漁業組合の人たちが秋鮭の漁場整備で阿賀野川の川底にある埋れ木の引き揚げ作業をしていたところ、その昔八幡神社があったといわれている場所から高さ一六〇㌢、根元部切口部分直径六〇㌢、根の張り三三〇分一三〇㌢、根の張り三三〇～一八〇㌢の欅の切株が引き揚げられ、幹の中から今から一、三〇〇年前の平安初期に中国から輸入された「開元通宝」が発見されました。

この話しを聞いた八幡神社の氏子有志は、これは、先人の信仰心の厚い貴重な足跡であり、小杉地区の繁栄と発展を願って、永く保存したいと神樹殿を建てたもの。

八幡神社には、明治十六年京都東本願寺建立に献上するために人間の毛綱で川底から引き揚げた大欅からつくった偏額もあり、この神樹殿は、あらたな名勝になりそうです。

神樹殿に奉納された欅の埋れ木

ジガ屋敷 大榎ついに枯れる
—周辺の圃場整備の影響か—

無残に枯れた大榎

禁忌の木と伝えられていました横越下宮原の「ジガ屋敷の大榎」がとうとう枯れ果ててしまいました。

昭和四十八年七月、本紙で紹介した大榎は、新芽もあざやかに緑葉おい繁り、田んぼのまん中に堂々と生えていました。

あれから十一年、大榎の周辺は大きく変わりました。そばにあったはさ木として植えられていた"たもぎの木"は切り倒され、圃場整備で道路もなくなり、大榎ただ一本が田んぼのまん中にとり残されてしまいました。

その結果、無残にも枯れ果ててしまい、枯れ木にはカラスの巣がポツンと残っているのみです。

この附近は昔、今の横越神社中熊野宮の社があったところ。九十九王子の宮のあった場所で「王子が屋敷」がジガ屋敷になったといわれています。

この大榎、枝一本触れても熱病を煩うという禁忌の木と伝えられていますが、枯れてしまうと、大事な宝物をなくしたように思われます。

梅雨どきの交通事故に気をつけましょう

6月は梅雨前線の活発化により、長雨とジメジメした高温多湿の季節で肉体的、精神的に不快感を覚える月です。このためこの時期には雨天が直接、間接に原因となった交通事故が多発しますが、特に死亡事故の発生率が高くなります。

次のことに注意しましょう

＝歩行者、自転車利用者は＝

◎雨具は明るい色を、特に夜間は気をつけましょう。
◎雨の日は身軽に行動出来るよう、子供にはあまり物を持たせないようにしましょう。
◎雨の日の道路横断は運転者から見えにくくなりますから注意しなければなりません。特に夜間は右、左の安全を確かめ、無理な横断はやめましょう。
◎子供やお年寄りの横断には、手を貸すか、一声かけて注意してやりましょう。
◎自転車で右折、右横断をするときや交差点に入るときは、一時停止と安全確認を励行しましょう。
◎歩行中、前方が見えないような傘のさし方は危険です。
◎自転車での傘さしや片手運転は禁じられています。

＝ドライバーは＝

◎雨の日の運転は、ワイパーの作動やガラスの曇りなどから視野が狭く、特に左側部分がよく見えないので、交差点や横断歩道での安全確認は確実に行いましょう。
◎雨の日の高速運転はスリップの危険があります。雨の降り始めが特に危険です。制限速度・安全速度を守りましょう。

速度は控えめに、車間距離は普段の2倍の鉄則を守りましょう

～毎月10日は「交通安全家庭の日」～

交通事故の被害者のために
賠償請求
——だれに、だれが？——

No.2

■請求する相手

交通事故にあった場合、賠償請求相手として、①加害者②運行供用者③未成年者の親などが考えられます。

運行供用者というのは"自動車を自分の思いどおりに使う正当な権利をもっていて、そのことから利益を得ている人"のことです。例えば雇主で、使用者責任と運行供用者責任があるので、業務中の事故はたいてい賠償責任を負うことになるのです。

このほか、車の所有者はもちろん、借主も運行供用者です。

また、事情によっては車の貸主、名義貸人などにも責任がおよぶことがあります。

未成年者が親の車を乗り回して事故を起したのなら、親は運行供用者として賠償責任があるのがふつうです。子が自分の車や第三者の車で事故を起したとき、その子が〈自分のしたことの責任を判断する能力のない未成年者〉である場合、親は賠償責任を負わなくてはなりません

また、責任の判断能力はあるが、賠償能力がない場合には、通常親は責任をもたなくてよいのですが、監督義務を十分果たしていないという点から親に賠償を請求できるという考え方もあります。

要するに、賠償責任と賠償能力のある相手を正確に見きわめることが大切です。事情がこみいっている場合など、しかるべき機関の専門家にご相談するのがよろしいでしょう

■請求できる人

被害者は、自分のうけた金銭的損害の賠償と慰謝料とを請求することができます。

被害者が死亡した場合、父母・子、配偶者は、自分自身の慰謝料をそれぞれ請求できます。また、扶養されていた親族で扶養してくれる人を失った経済的損害の賠償を請求できますが、相続による損害賠償請求とダブって、これを請求することはできません。

被害者が死亡した場合、相続人の損害賠償請求権は、次の順位で請求できます

①子（胎児を含む）
・孫②父母・祖父母
③兄弟姉妹またはその子、なお配偶者はどの場合にも相続人になります。

踏切事故防止にご協力を！